

北朝鮮による弾道ミサイル発射時の対応の基本方針

呉市教育委員会

1 始業前に、緊急情報①が発信された場合

- (1) 登校前の児童生徒は、「自宅待機」とする。
- (2) 登校中またはすでに登校している児童生徒は、「別紙 3」の行動例を参考に対応する。
- (3) その後の緊急情報に応じて、次のようにする。
 - ア 「緊急情報 A」が発信された場合、「臨時休業」とする。
 - イ 「緊急情報 B」が発信されたら、1 時間後（※ 1）を目途に「登校開始」とする。（※ 2）
 - ウ 「緊急情報 C」が発信されたら、その時点で「登校」する。（※ 2）

2 始業後に、緊急情報①が発信された場合

- (1) 「別紙 3」の行動例を参考に対応する。

3 下校中に、緊急情報①が発信された場合

- (1) 「別紙 3」の行動例を参考に対応する。

※ 1 「登校開始」の時間については、バスや電車の運行状況等の実情に応じて校長が設定する。

※ 2 「緊急情報 B」及び「緊急情報 C」の発信後、バスや電車の運行状況等により児童生徒の通学に支障が出ると校長が判断したときは、「臨時休業」とする。

「臨時休業」とした場合は、学校教育課教職員管理グループまで電話で報告する。

別紙 2

「北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における Jアラートによる情報伝達の流れ」

別紙 3

「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について」

※ スクールバスについては、運行中に緊急情報①が発信された場合、最寄りの安全な場所（学校やバス停等）にバスを停止し、車内で姿勢を低くして、安全が確認できるまで待機させます。